



一般社団法人日本歯科技工所協会
入会確認事項
【正 会 員】

1. 基本原則

当会並びに会員は、歯科技工界が直面する課題解決を図るとともに歯科技工界並びに歯科界全体の健全な発展に寄与する。

また正会員、賛助会員は互恵関係を築けるよう努める。

2. 事業年度

当年4月1日から翌年3月31日までとする。

3. 組織

本部と3つの地域支部（東支部、中支部、西支部）の4つで構成する。

【本部】

東支部（概ね、関東以北）

中支部（概ね、中部[東海・北陸など]）

西支部（概ね、近畿以西）

本部：一般社団法人 日本歯科技工所協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-16-7 IS アルプスビル 5 階

TEL 03-5256-1668／FAX 03-5256-1667

e-mail jdla.100@orion.ocn.ne.jp

4. 入会までの流れ

①入会審査申込書、経歴書、入会チェックシート（本資料巻末）の提出

- ・入会を希望する地域支部及び入会者の本社（または事業所）が所在する地域支部にて審査し、承認を得る。
- ・正会員2人以上の推薦が必要

②本部理事会にて承認を得る。

③上記承認を得た入会者は、入会費及び本部年会費等の入金が確認できた時点で会員となる。

5-1. 正会員の入会資格

- ①歯科技工業を主たる業務とする法人であること。
(歯科技工所開設届出証を当会に提出すること)
- ②生産現場にて、歯科技工業務に関して無資格者の使用をしていないこと。
- ③国内未承認材料の使用をしないこと。
(歯科医師の指導の下はその限りではない)
- ④最低賃金、残業、広告の制限等のコンプライアンスを順守していること。
- ⑤社会保険加入、三六協定を結び、基本的な保険加入をしていること。
- ⑥過去5年以内に、3回以上労働基準監督署より指導を受けていないこと。
- ⑦健全な経営が成り立つよう適正な販売価格で経営をしていること。
- ⑧頻繁に歯科技工士を離職させていないこと。
- ⑨その他社会常識を順守していること。

※入会后、上記に反する活動がある場合は、注意勧告、指導、除名などをおこなう。

5-2. 正会員の権利

- ①総会、地域支部の例会、各種事業への参加
- ②慶弔規程があり、大臣表彰や叙勲などの慶事にお祝い金を支給する。また弔事においては弔慰金を支給する。慶弔時には支部長へ連絡し、支部長が本部に連絡する。
- ③旅費交通費規程があり、会務に関する費用を支給する。会務は、原則本部指示であり請求は本部事務局におこなう。

5-3. 入会時に必要な書類

- ①入会審査申込書
- ②申請者または申請者代表者の経歴書(要写真添付)
- ③入会チェックシート
～上記、審査通過後～
- ④歯科技工士法を遵守する趣意書及び宣誓書
- ⑤申請者の登記簿謄本
- ⑥歯科技工所の開設届出証
- ⑦NSS 預金口座振替「申込書」※ 年会費の引落

5-4. 入会后、事務局より提供するもの

- ①会員名簿付歯技協手帳 2冊
- ②会員証
- ③会員バッヂ 1個（2個目からは受益者負担 @2,000円）

5-5. 正会員の会費

入会費	10 万円	
本部年会費	14 万円	
地域支部年会費		
東支部	中支部	西支部
4 万円	1.2 万円	3 万円

※ 但し、初年度の本部年会費は入会時期によって変更する。

初年度入会時期	本部年会費
4月、5月	14万円
6月	12万円
7月	11万円
8月	10万円
9月	9万円
10月	8万円
11月	7万円
12月	6万円
1月	4万円
2月	2万円
3月	なし

5-6. 正会員の本部年会費の支払い方法

- ①本部年会費は、年2回の分割で、5月と11月に日本収納サービス（集金代行）が7万円を口座より引き落とす。ただし初年度は自動引落としない。
- ②地域支部年会費の支払いについては、地域支部の取り決めに準じる。

日本歯科技工所協会
正会員入会チェックシート

下記の 5 項目をチェックしてください。チェックできたものは☑印をつけて本部事務局へメールまたは FAX などでご提出ください。

- ☐ 1 本紙『入会確認事項』を確認し、当協会入会申込書を提出する。
- ☐ 2 正会員の『入会費』を理解した。
- ☐ 3 正会員の『本部年会費』『地域支部年会費』を理解した。
- ☐ 4 正会員の『入会資格』を満たしている。
- ☐ 5 入会までに審査があり 2 ヶ月かかることがある。

確認日： _____ 年 ____ 月 ____ 日

会社名： _____

代表者（署名）： _____

以上